

# 学校いじめ防止 基本方針



令和 8 年度 盛岡市立仁王小学校

R 8.4.1

## I いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

### 1 いじめの問題に対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。また、最近のインターネットを介した、いわゆる「ネット上のいじめ」は、いじめを一層複雑化、潜在化させている。

いじめの問題は、学校が一丸となって組織的に取り組むことを第一義とし、家庭、地域、及び関係機関等の協力を得ながら、社会総がかりで対峙することが必要である。また、いじめの問題の解決には、児童にいじめを絶対に許さないという意識と態度を育てることが大切である。

こうした中、本校は、学校教育目標に掲げる「思いやりの心」を育むことにより、いじめを生まない環境を築くとともに、全ての児童が生き生きとした学校生活を送ることができるよう教育活動を推進する。そのために、校長のリーダーシップのもと、全教職員がいじめの問題に対する感性及び危機意識を高め、組織的にいじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組む。

### 2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 【いじめ防止対策推進法第2条】

### 3 いじめの基本認識

- (1) いじめは人権侵害であり、いかなる理由があっても許される行為ではない。
- (2) いじめはいじめられた児童の立場に立って対応することを基本とする。
- (3) いじめは人間関係のトラブルでもあるため、いじめられた側及びいじめた側の両方の児童、並びにそれを取り巻く集団等に対し、適切な指導と支援が必要である。
- (4) いじめは教師の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- (5) いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- (6) いじめは学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- (7) いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触することがある。

## Ⅱ いじめ防止のための取組

### 1 教職員による指導の取組

- (1) 人間の尊厳という考え方にに基づき、一人一人の子どもをかけがえのない存在として大切にすることを指導の基本とする。
- (2) 子どもと共に活動することを通して、子どもと子ども、子どもと教師のふれあいと相互理解を図りながら、学級や学年、学校が子どもたちの心の居場所となるよう配慮し、安心・安全な学校生活を保障するとともに、子どもたちが互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりする「絆づくり」に取り組む。
- (3) 自己有用感や自己肯定感、自尊感情を育むため、一人一人が活躍し、認められる場のある教育活動を推進する。
- (4) 全ての教師が一時間一時間の授業の充実を図り、子ども一人一人の学力を保障するとともに、学習に対する達成感・成就感を味わわせる。
- (5) 子どもの豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係能力の素地を養うため、全ての教育活動を通して、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (6) 全ての教師は、あらゆる教育活動の場において「いじめは絶対に許さない。」という姿勢をもつ。
- (7) 生徒指導の年間指導計画にいじめ防止に関する取組を組み入れ、積極的・計画的にいじめ防止のための活動を行う。
- (8) 保護者、地域住民及びその他の関係者と連携を図り、いじめ防止の活動に取り組む。

### 2 子どもに培う力とその取組

- (1) 自他共にかけがえのない存在として互いを理解し合い、他者に対して温かい態度で接することができる思いやりの心や生命尊重の心を育む。
- (2) 学級活動や児童会活動などの場を活用して、子ども一人一人がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考え、主体的に取り組もうとする力を育む。
- (3) 学級の諸問題について話し合っ解決する活動を通し、望ましい人間関係や社会参画の態度を育てるとともに、違いや多様性を越えて合意形成をする言語能力の育成を図る。
- (4) 「心とからだの健康観察」を活用した心のサポート授業等をとおして、子ども一人一人のセルフケアやストレスマネジメントの力を高める。

### 3 いじめの防止等の対策のための組織的な取組

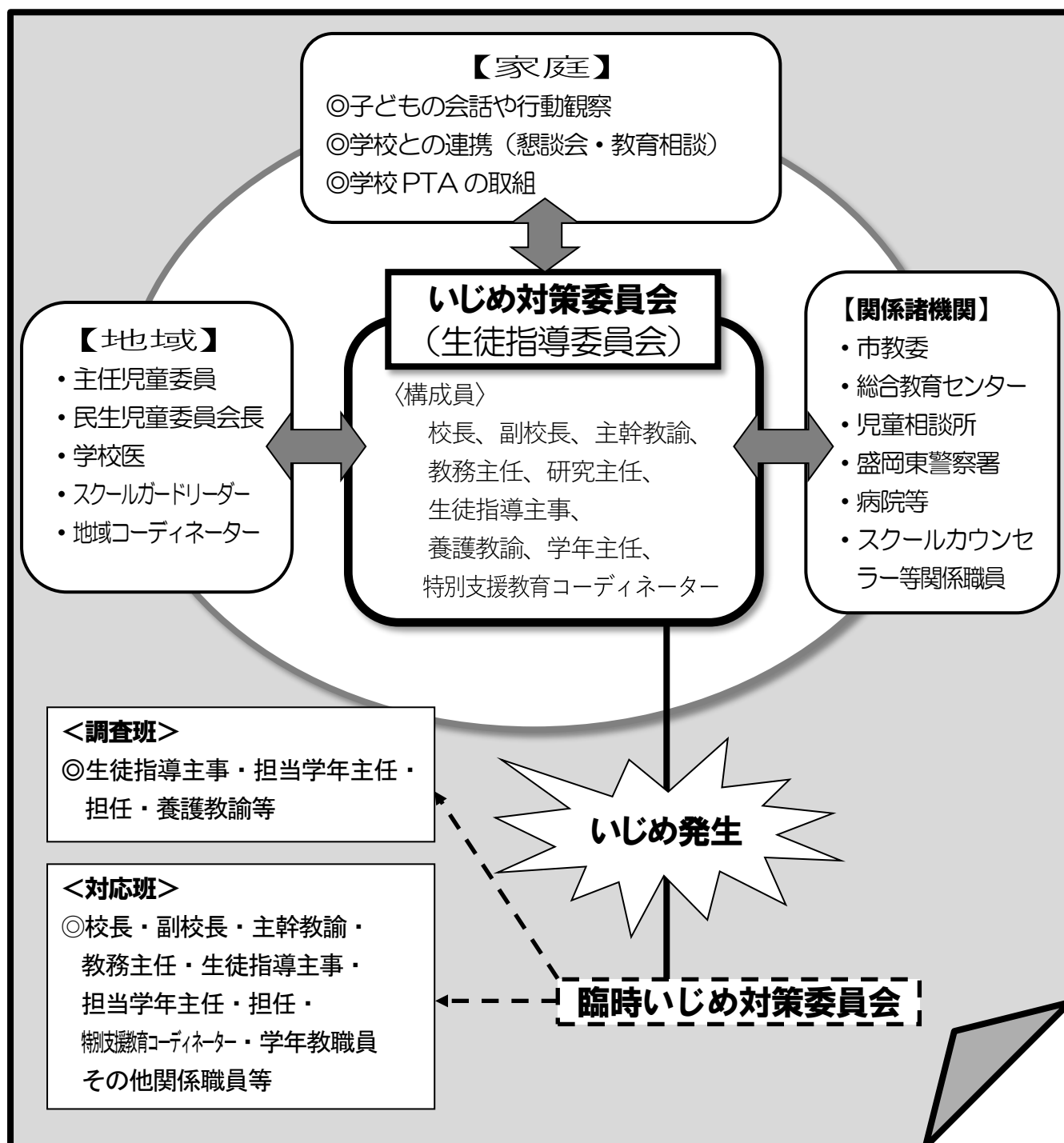
本校は、いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。

#### 構成員

校長、副校長、主幹教諭、教務主任、研究主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター

※事実や状況に応じて、家庭・地域・関係諸機関と連携して進める。

#### 組織図



## 取組内容

- (1) いじめまたはいじめの疑いがあった事案について共通理解を図るとともに、解決の方向性や具体策について話し合う。
- (2) いじめにかかわる研修会の企画立案
- (3) 未然防止、早期発見の取組
- (4) アンケート及び教育相談の実施と結果報告（各学級・学年の状況報告等）
- (5) いじめ防止にかかわる児童の主体的な活動の推進

## 開催時期

月1回を定例会とする。いじめ事案の発生時は緊急開催し、事態の収束まで随時開催とする。

## 4 子どもの主体的な取組

- (1) 学校児童会による友達のよさを見つけ、認め合う「はばたきプロジェクト(仮)」の取組や児童集会での「いじめ撲滅についての提案や改善案」の意見交流会
- (2) 代表委員会での「いじめ0宣言」にかかわる取組状況と振り返りの確認
- (3) 好ましい人間関係づくりをねらいとした児童会行事や縦割り班活動の取組

## 5 家庭・地域と連携した取組

- (1) 学校いじめ防止基本方針を、ホームページや校報に掲載するなどして広報活動に努める。
- (2) P T Aや教育振興等の各種会議でいじめの実態や指導方針について説明を行う。
- (3) いじめ防止等の取組について、学年通信等を通じて保護者に協力を呼びかける。  
【例】登校を渋っている、元気がない、体調不良、食欲不振、持ち物がなくなる等、いつもと違う子どもの変化に気付いてもらうための内容 など
- (4) 授業参観において、保護者や地域住民に道徳や特別活動等の授業を公開する。
- (5) 学級活動等で、いじめについて考えるにあたり、保護者にインタビューする。
- (6) いじめアンケートの結果を保護者に通信等で知らせ、いじめの実態および保護者の意見を紹介する。
- (7) 民生児童委員・主任児童委員との懇談会で、いじめの実態や指導方針について説明したりご意見をいただいたりする。

## 6 教職員研修

いじめの防止等のための対策に関する校内研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

- |                           |          |
|---------------------------|----------|
| (1) いじめの問題にかかわる校内研修会      | 年1回（8月）  |
| (2) いじめ問題への取組についての確認や情報共有 |          |
| ※ いじめ対策委員会の伝達含む           | 年12回（毎月） |

### Ⅲ いじめの早期発見のための取組

#### 1 いじめの早期発見のための教職員の役割

- (1) いじめや人間関係のトラブルで悩む子どもが相談しやすいよう、日頃から教職員と子どもが信頼関係を築くように心がける。
- (2) 日常の観察については、いじめ行為の発見だけでなく、子どもの表情や行動の変化にも配慮する。(学級担任は、日記や家庭学習ノート等も活用する)
- (3) いじめは大人の見えないところで行われるため、授業中ではもとより、休み時間、放課後においても子どもの様子に目を配るよう努める。
- (4) 遊びやふざけあいのように見えるいじめなど、把握しにくいいじめについても、教職員間で情報交換をしながら発見に努める。
- (5) いじめの兆候に気付いたときは、教職員が速やかに予防的介入を行う。
- (6) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

#### 2 いじめアンケート及び教育相談の実施

いじめを早期に発見するため、子どもや保護者との教育相談を行う。

- |                          |                  |
|--------------------------|------------------|
| (1) 子どもを対象としたアンケート調査     | 年3回(6月, 11月, 2月) |
| (2) 保護者を対象としたアンケート調査     | 年2回(6月, 11月)     |
| (3) 保護者及び子どもとの教育相談       | 随時               |
| (4) 教育相談を通じた子どもからの聞き取り調査 | 随時               |

#### 3 相談窓口の紹介

いじめられている子どもが、教職員や保護者に相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめを大人に打ちあけることによって、場合によっては、いじめがエスカレートする可能性があることを十分に認識し、その対応について細心の注意を払うこととする。

いじめの兆候を発見したときは、関係する教職員で迅速に情報を共有し、適切な対応を行う。

本校におけるいじめの相談窓口を下記のとおりとする。

- 日常のいじめ相談(子ども及び保護者)・・・・・・・・全教職員が対応
- スクールカウンセラーからの情報・・・・・・・・生徒指導主事
- 地域からのいじめ相談・・・・・・・・副校長・生徒指導主事
- インターネットを通じて行われるいじめ相談・・生徒指導主事(盛岡東警察署)
- ※関係機関設置の相談窓口・・・・・・・・10ページ参照

## Ⅳ いじめの問題に対する早期対応

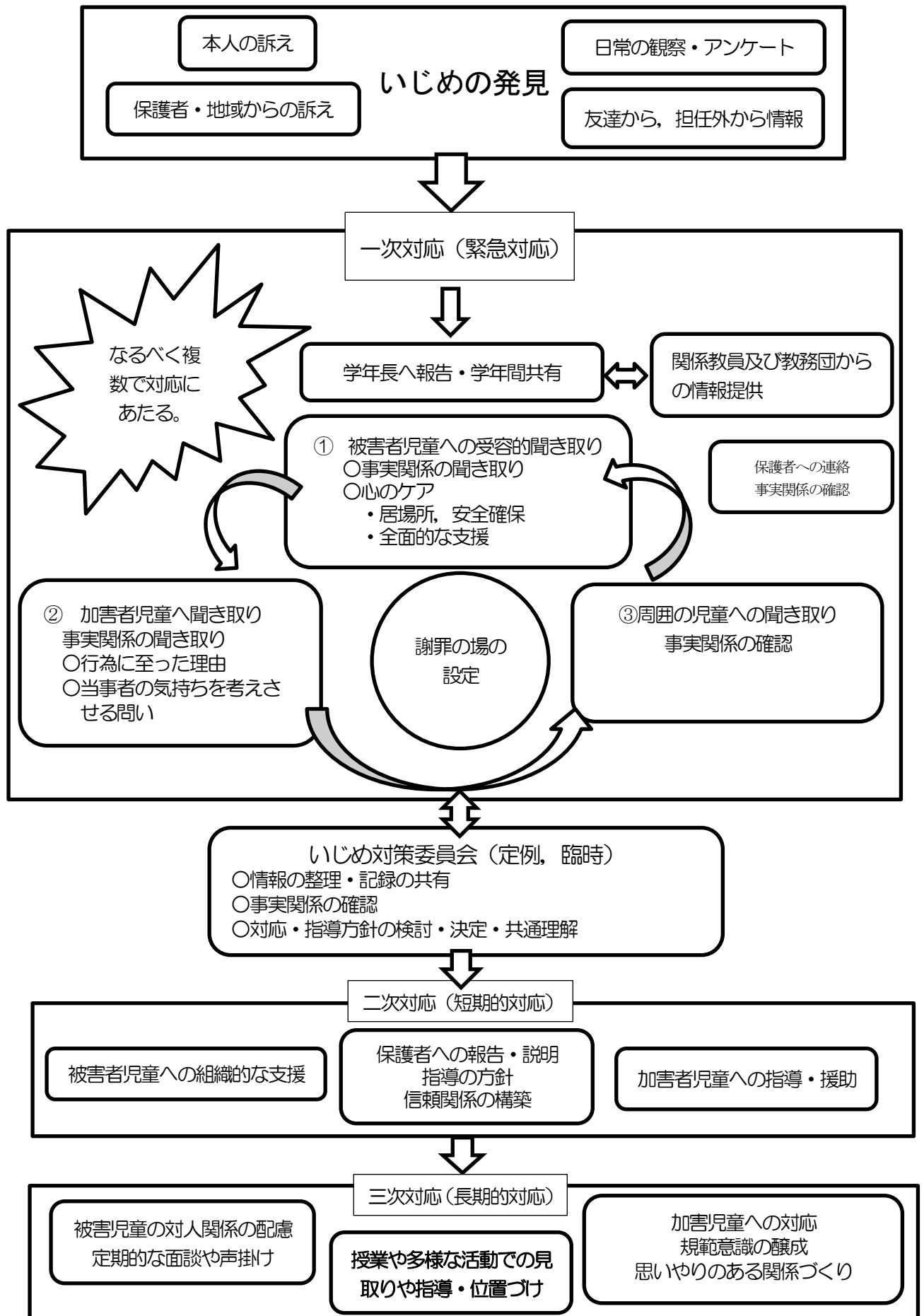
### 1 いじめに対する措置の基本的な考え方 ※太字追記事項 令和6年9月13日 文部科学省通知より

- (1) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、特定の教職員が抱え込むことなく、速やかに組織的な対応をする。
- (2) いじめられている子ども及びいじめを知らせた子どもの身の安全を最優先に考えるとともに、いじている側の子どもには、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導にあたる。
- (3) いじめの問題の解決にあたっては、謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、子どもの人格の成長に主眼を置いた指導を行うことを大切にする。
- (4) 情報を共有し、教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応にあたる。

### 2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめを発見したときは、その場でいじめの行為を止めさせ、事実関係を明らかにする。
- (2) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、速やかに「いじめ対策委員会」を開催し、校長以下全ての教員の情報共有と共通理解のもと、役割分担をして問題の解決にあたる。
- (3) いじめの事案について、生徒指導の範疇で対応する事案であるか、警察への通報を要する事案であるかを適切に判断する。
- (4) いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、関係者からの情報収集を綿密に行い、事実確認をする。
- (5) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた子ども及びその保護者に対する支援と、いじめを行った子どもへの指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (6) いじめを受けた子どもが学校生活に不安を抱えている場合、複数の教職員で見守りを行うなど、いじめられた子どもの安全を確保する。また、いじめられた子どもが安心して教育を受けるために必要があると認められるときは、保護者と連携を取りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- (7) いじめを受けた子どもの心を癒すために、また、いじめを行った子どもが適切な指導を受け、学校生活に適応していくために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を図りながら、指導を行う。
- (8) 教育上必要があると認めるときは、学校教育法施行規則第26条の規定に基づき、適切に、子どもに懲戒を加える。

### 3 いじめ発見時の対応の仕方



#### 4 いじめが起きた集団への対応

- (1) いじめを見ていた子どもに対して、自分の問題として捉えさせる。
- (2) 学級等当該集団で話し合いを行うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、当該集団から根絶しようという態度を育成する。
- (3) 全ての子どもが、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりをすすめるよう、教職員全体で支援する。

#### 5 警察との連携等の徹底

- 重大ないじめ事案は直ちに相談・通報を行う他、学校と警察が日常的に情報共有や相談を行える体制を構築する。また、重大ないじめ事案等における警察との連携についても、あらかじめ保護者に周知しておく。
  - ・ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、盛岡市教育委員会及び盛岡東警察署と連携して対処する。
  - ・ 学校・警察連絡員の指定を行う。(生徒指導主事 生活安全課 担当)

#### 6 ネットいじめへの対応

- (1) インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、「いじめ対策委員会」で情報を共有するとともに、被害の拡大を避けるため、盛岡市教育委員会と連携し、プロバイダなどに情報の削除を求める。
- (2) 子どもの生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄の警察署に通報し、適切な援助を求める。
- (3) インターネットへの利用環境について、パソコン、携帯電話やスマートフォン、ゲーム機等が大部分であることから、家庭の協力を得る。
- (4) 情報モラル講座を開催し、ネット利用の注意点等を理解する場を設定する。

#### 7 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- (1) いじめに係る行為が止んでいること  
いじめられている子どもに対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していること。
- (2) いじめられている子どもが心身の苦痛を感じていないこと  
いじめを受けた子ども及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

※ 教職員は、3か月が経過するまでは、状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、3か月の期間を設定して状況を注視する。

## V 重大事態への対処

### 1 重大事態とは

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。 【いじめ防止対策推進法第28条①】

### 2 重大事態の報告

- (1) 学校は、重大事態が発生した場合、速やかに学校の設置者（盛岡市教育委員会）に報告する。
- (2) 子どもや保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして対処する。

### 3 重大事態の調査

#### ■学校が調査の主体となる場合

設置者の指導・支援のもと、以下のとおり対応する。※太字追記事項 令和6年9月13日 文部科学省通知より

- (1) 平時から実効的な役割を果たし、重大事態が発生した際も、学校と設置者が連携して対応する。
- (2) 児童・保護者からの申し立てがあった場合は、重大事態が発生したものとして事実確認をする。法の要件に照らして重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を実施する。
- (3) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、本校の「いじめ対応チーム」が中心となり、詳細な事実関係の確認や実効性のある再発防止の検討などの視点を持ち、全職員体制で速やかに行う。
- (4) 調査の際には、重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加えるとともに、いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。
- (5) 被害児童及び保護者等に対し、事前に手順や調査方針などの説明を行う。
- (6) 調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。特に、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- (7) 調査結果を学校の設置者に報告する。
- (8) いじめを受けた子ども及びその保護者に対し、調査によって明らかとなった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により情報提供する。  
※関係者の個人情報に配慮する。
- (9) いじめを受けた子ども及びその保護者の意向を配慮したうえで、保護者説明会等により、適時・適切に全ての保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。
- (10) 標準的な調査項目や報告書の記載内容を明確にしながら、聞き取りの方法や児童のフォロー等に配慮する。

- 学校の設置者（盛岡市教育委員会）が調査の主体となる場合  
設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

## VI 学校評価

いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価し、改善にあたる。

- いじめの未然防止にかかわる取組に関すること
- いじめの早期発見にかかわる取組に関すること

## VII その他

### 1 校務の効率化 ※太字追記事項 令和6年9月13日 文部科学省通知より

教職員が子どもと向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、校務分掌を適正化し、組織体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

### 2 地域や家庭との連携について

いじめ防止等にかかわる方針及び取組について、保護者及び地域に公開し、理解と協力を得る。また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

#### いじめにかかわる相談窓口

- ・全国共通24時間いじめ相談ダイヤル・・・・・・・・・・0120-0-78310
- ・岩手県教育委員会 いじめ相談電話・・・・・・・・・・019-623-7830
- ・盛岡教育事務所 ふれあい電話相談・・・・・・・・・・019-629-6744
- ・盛岡市教育相談室 子ども教育相談・・・・・・・・・・019-651-7830
- ・岩手県総合教育センター ふれあい電話・・・・・・・・・・0198-27-2331
- ・岩手県立生涯学習推進センターすこやかダイヤル電話相談0198-27-2134
- ・盛岡地方法務局 いじめ110番子ども人権110番・・0120-007-110
- ・盛岡広域振興局保健福祉環境部 家庭児童相談室・・・・019-629-6568
- ・盛岡保健所 ティーンズダイヤル・・・・・・・・・・019-653-7787
- ・社会福祉法人 盛岡いのちの電話・・・・・・・・・・019-654-7575
- ・岩手県警察本部少年課 ヤングテレフォンコーナー・・・・019-651-7867
- ・特定非営利活動法人 チャイルドライン・・・・・・・・・・0120-99-7777
- ・岩手県青少年育成県民会議 青少年よろず相談電話・・・・019-641-7711
- ・盛岡市社会福祉協議会 心配ごと相談所・・・・・・・・・・019-651-1000
- ・岩手県精神保健福祉センター こころの電話・・・・・・・・019-622-6955
- ・岩手県福祉総合センター 子ども・家庭テレフォン・・・・019-652-4152